

申告受付期間は2月13日(金)から3月16日(月)まで

市民税・県民税の申告は、正しく期限内にしましょう！

今年も申告の時期になりました。毎年、期限間近になると会場が大変混雑し、長時間お待ちいただことがあります。早めに準備して、できるだけ指定日にお出かけください。

2月13日(金)から19日(木)までの申告会場は、セルディです。20日(金)からは市役所6階大会議室での受付になります。日程と会場については、日程表をご確認ください！

★課税課☎1123

●申告日程表（受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時）

月	日	曜日	地 区	会場
2月	13	金	第一金屋、第二金屋、第三金屋	セルディ 大・中会議室
	16	月	長沖、高柳、飯倉、宮内、保木野、田端、塩谷	
	17	火	児玉南、秋山、風洞、西小平、東小平	
	18	水	長浜町、鍛治町、上町、下町	
	19	木	仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域	
	20	金	前原、南、緑	
	23	月	東台、住居表示外（照若町・本町・台町・諏訪町）	
	24	火	日の出	
	25	水	五十子、朝日町、早稻田の杜、東富田、今井	
	26	木	四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田	
3月	27	金	銀座、寿、けや木、栗崎	市役所6階大会議室
	1	日	市内全域（市民税・県民税申告優先）	
	2	月	傍示堂、鶴森、堀田、滝瀬、宮戸、小和瀬	
	3	火	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
	4	水	沼和田、山王堂、杉山、新井、三友、都島、万年寺	
	5	木	千代田、見福	
	6	金	中央、本庄	
	9	月	小島南、下野堂	
	10	火	駅南、吉田林、上真下、下真下、共栄全域、高関	
	11	水	栄、柏	
	12	木	若泉、小島	
	13	金	西富田、蛭川、下浅見、入浅見	
	16	月	市内全域（市民税・県民税申告優先）	

者その他親族の控除には適用されません。▼医療費控除を受ける人：医療費の明細書及び医療機関に支払った費用の領収書等、保険金などで補てんされた金額がわかる書類

▼障害者控除を受ける人：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書（左ページを参照）など

▼大雪等による被害で、雑損控除を受ける人：本庄税務署（☎2111）へお問い合わせください。

①印鑑

②収入金額や経費がわかるもの

③各種の控除を証明できるもの

の

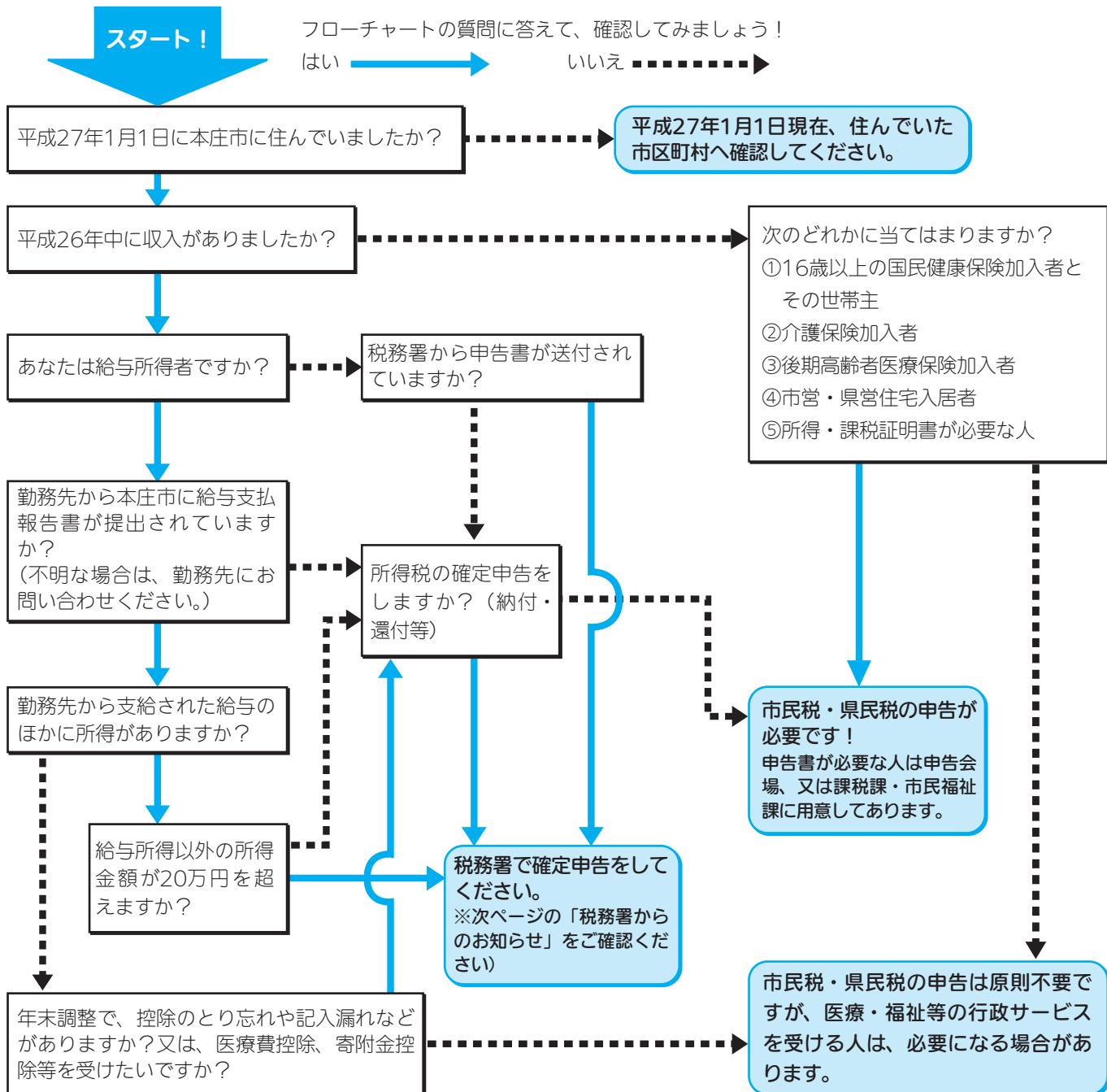
▼給与所得、年金所得のある人：源泉徴収票

▼事業所得（商業、農業、不動産所得のある人：収支内訳書

▼配当所得、一時所得、雑所得等のある人：支払調書

▼の

あなたの申告は市民税・県民税申告？それとも確定申告？



※このフローチャートは一般的な例です。

次に該当する人は、税務署で申告してください。

①青色申告②平成25年分以前の確定申告③死亡者の確定申告④土地・建物・株等の譲渡所得⑤雑損控除⑥住宅借入金等特別控除（初年度）⑦山林所得⑧災害減免⑨外国税額控除⑩外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受けたい

申告は期限内に

申告は3月16日㈪までに済ませましょう。なお、期限内に申告をしない人は、平成27年度（平成26年分）所得・課税証明書の発行に日数を要する場合があります。

申請方法	対象	要件のいずれかに該当する人	介護保険の要介護認定（要介護2～5）を受けている人は、身体障害者手帳等を持つない場合でも、市が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示することで、障害者控除を受けられます。	介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について
★介護いきがい課⑮171 本人又は代理人が 介護保険被保険者証を左記 へ持参	①平成26年12月末時点でのいざれかの認定を受けている人で、死亡時に要介護2から5までに死亡した人で、平成26年中に死亡した人で、	65歳以上の人で、次の要件のいずれかに該当する人		